

# 利用者負担額（保育料）のお知らせ

〔教育・保育給付2・3号認定の0歳児から2歳児向け〕



名古屋市子ども青少年局

## 利用者負担額の決め方

### ＜階層区分について＞

利用者負担額は、その世帯の負担能力に応じて決定されており、市民税額に応じて階層別に決まります。

なお、所得の状況に応じて、9月に金額の見直しを行います。

●令和7年4月～令和7年8月の利用者負担額・・・令和6年度の市民税額に応じて決定します。

●令和7年9月～令和8年3月の利用者負担額・・・令和7年度の市民税額に応じて決定します。

父母（事実婚を含む）及び生計の主宰者である方の市民税額の合計により、利用者負担額の階層を決定します。

生計の主宰者とは世帯の中で収入及び市民税額が最も多く、お子さんを税法上の扶養親族とし、健康保険の扶養家族としている方を言います。

税額には、次の控除は適用しません。これらの控除がある場合は、控除がなかったものとして税額の計算をします。

寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除

### ＜年齢区分について＞

いわゆるクラス年齢（小学校でいう学年と同じ）によります。令和7年度においては、以下のとおりです。

3歳未満児 令和4年4月2日以降にお生まれのお子さん 3歳以上児 令和4年4月1日以前にお生まれのお子さん

※2歳児クラスのお子さんで、年度途中に3歳の誕生日を迎えた場合も、3歳未満児の区分を適用します。

### ＜保育必要量について＞

保育標準時間とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育の利用を言い、保育短時間とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育の利用を言います。

### ＜特別保育事業の階層について＞

延長保育、短時間延長保育、一時保育事業、24時間緊急一時保育事業、病児・病後児デイケア事業等の特別保育事業の利用料も、父母（事実婚を含む）及び生計の主宰者の、税源移譲前の市民税所得割課税額の合計により階層別に決定します。

特別保育事業の階層区分は、利用者負担額等決定通知書の備考欄に記載しています。特別保育事業の利用料は、事業ごとに異なります。

市民税額等		階層区分
生活保護世帯等		A
市民税非課税世帯		B
市民税均等割のみ		C
市民税 所得割 課税額	40,800円未満	
	40,800円以上	D

## 利用者負担額の納付

利用者負担額は、月額で納めて頂きます。欠席などでもお返しすることはできません。

利用者負担額は、施設運営の保護者負担分となる大切なものです。決定された利用者負担額は毎月の納入期限までに納入されますようお願いします。なお、保育所（公立・民間）の利用者負担額の納付にあたっては、口座振替による納付手続きをお願いしています。

また、認定こども園や小規模保育事業などを利用する場合は、施設・事業所へ直接お支払いいただきます。

納付方法については、各施設・事業所にお問合せください。

## 利用者負担額等の変更

世帯の異動（保護者の結婚・離婚など）や税額の変更（税の修正申告など）などがあった場合は必ずお住まいの区の区役所民生子ども課までお伝えください。原則として、世帯の異動があった場合は、区役所民生子ども課が変更を知った日の翌月分から、税額の変更などがあった場合は、決定時期当初にさかのぼって利用者負担額等を変更します。

## 利用者負担額の減額

生計主宰者の方の失業（自己都合は除く）、事業の倒産、長期病気療養、災害被災により、利用者負担額のお支払いが困難になった場合や、お子さんが長期にわたり入院する場合は、一定の基準を満たすと利用者負担額が減額されます。減額内容や手続き等につきましては、事前に区役所民生子ども課までご相談ください。

お問い合わせ先：お住まいの区の区役所民生子ども課

令和7年度利用者負担額（保育料）基準月額表（2・3号認定子ども（3歳未満児））

階層区分		市の基準月額		参考： 国の基準月額 (保育標準時間認定)
		保育標準時間認定	保育短時間認定	
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
B階層	令和7年度分（4月分から8月分までは令和6年度分）の市民税	非課税世帯		
C階層	令和7年度分（4月分から8月分までは令和6年度分）の市民税 所得割課税額（※）	均等割のみ課税世帯	5,700	5,700
		10,000円未満	6,400	6,300
		10,000円～40,800円未満	7,500	7,400
		40,800円～43,800円未満	11,200	11,100
		43,800円～55,200円未満	13,900	13,700
		55,200円～67,000円未満	17,500	17,300
		67,000円～88,800円未満	22,100	21,800
		88,800円～110,000円未満	25,800	25,400
		110,000円～131,600円未満	29,400	29,000
		131,600円～180,000円未満	34,900	34,400
		180,000円～236,800円未満	42,700	42,000
		236,800円～281,000円未満	50,300	49,500
		281,000円～351,500円未満	58,300	57,400
		351,500円～411,800円未満	63,400	62,400
		411,800円～518,000円未満	63,900	62,900
		518,000円以上	64,000	63,000

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

＜3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度＞

①多子世帯軽減制度

**C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯**については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。  
また、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。

②同時利用軽減制度

**C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯**で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしている就学前のお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は上記の表に掲げる金額となり、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、同一世帯から3人以上の就学前のお子さんが利用している場合、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。

認可保育所、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園に限る）、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度

**18歳に達した以後の最初の3月31日を迎えるまでのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までは、利用者負担額は無料**になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。

ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。

イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
C1階層からC3階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	3,800円		

お子さんは年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

**同居をしていない生計を同じくするお子さん（例：寮で暮らす高校生のお子さん）**がいる等、**軽減制度の適用によるお子さんの保育料の軽減が正しく反映されていないと思われる場合は、区役所民生子ども課までお問い合わせください。**